

○川辺町定住促進助成金交付要綱

平成25年4月17日

告示第43号

改正 平成26年5月16日告示第45号

平成27年2月2日告示第2号

平成28年4月1日告示第34号

平成29年2月9日告示第13号

平成29年3月21日告示第29号

令和2年3月24日告示第33号

令和3年6月22日告示第74号

令和3年9月30日告示第95号

令和4年6月10日告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住の促進を図ることにより、人口の減少を抑制するとともに活力あるまちづくりを推進するため、町内に住宅を新築、建替え、購入した定住者に対し、川辺町定住促進助成金(以下「助成金」という。)を交付することを目的とし、その交付に関しては、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号)のほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に本町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所が設置されている一戸建ての建築物をいう。
- (3) 中古住宅 建築後3年以内の住宅をいう。
- (4) 新築 自己の居住の目的で、本町内に住宅を新たに建築することをいう。ただし、既に住宅が建築されている土地と同じ敷地とみなされる土地に、住宅を新築する場合は除く。
- (5) 購入 自己の居住の目的で、本町の区域内に存する住宅を購入することをいう。
- (6) 建替え 既存住宅を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築する

ことをいう。

- (7) 住宅の取得 新築又は購入した建物の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了することをいう。
- (8) 町外在住者 本町の住民基本台帳に登録した前日から起算して過去1年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録していた者をいう。
- (9) 子ども 助成金の交付申請時に助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)と同一世帯に属する18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 令和5年3月31日までの間に住宅を取得し、かつ、本町に定住した者
 - (2) 世帯全員が町税等の納付金を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としな
- ものとする。
- (1) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある者
 - (2) 川辺町暴力団排除条例(平成24年川辺町条例第11号)第2条第1項2号に定める暴力団員である者

(助成金の対象となる事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、令和5年3月31日までの間に住宅を取得する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 住宅の新築、中古住宅の購入及び建替え
 - (2) 併用住宅の新築、中古住宅の購入及び建替え(住居部分の面積が2分の1以上の場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得にかかる事業は、交付対象としな
- ものとする。
- (1) 別荘等の一時的居住を目的とした住宅及び賃貸目的で取得した住宅
 - (2) 国、県又は町等公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅のうち、その額が住宅の取得に要する費用の2分の1を超える住宅
 - (3) 住宅を共有で取得した場合に、当該住宅に居住する世帯員の合算した持ち分が2分の1未満となる住宅
 - (4) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅

(助成金の金額の算定)

第5条 助成金の金額は別表のとおりとし、助成金の交付は、同一世帯に対し1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅を取得した日又は本町に転入した日から起算して1年以内に川辺町定住促進助成金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票謄本
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 住宅の案内図及び平面図(建築確認又は契約書の附属図書)
- (5) 申請日が属する年度(申請日が4月から9月の場合は前年度)の世帯全員分(乳幼児、就学者は除く)の市区町村民税の納税証明書等。ただし、本町において納税の確認できる場合、海外居住により提出が困難と認められる場合には、提出を求めないことができる。
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の既定による交付申請書の提出があったときは、交付申請書及び町税等の納付状況を確認し、助成金を交付することが適当と認めるときは、川辺町定住促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の確認行為により、助成金を交付することが適当でないとき、川辺町定住促進助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、川辺町定住促進助成金交付請求書(様式第4号)により助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な事由がなく、助成金の交付を受けた住宅から3年以内に転出し又は当該住宅を譲渡、交換又は貸付したとき。
- (3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けた者にやむを得ない特別な事情があると認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、次に掲げる助成金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

(1) 交付対象期間終了から1年(令和5年4月1日以降の日に限る。)の間にこの要綱の規定によりなされた助成金の手続き及び助成金の交付

(2) この要綱の失効後において助成金の返還等の必要が生じた場合の手続き

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際限に改正前の川辺町定住促進助成金交付要綱の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年5月16日告示第45号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年2月2日告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月9日告示第13号)抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第29号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第33号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年6月22日告示第74号)

この告示は、令和3年6月22日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第95号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この告示による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

別表(第5条関係)

助成金の金額	
第3条に該当する者	10万円
第3条に該当し、かつ、世帯に子どもが1人いる者	15万円
第3条に該当し、かつ、世帯に子どもが2人いる者	20万円
第3条に該当し、かつ、世帯に子どもが3人以上いる者	25万円